

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年11月

浜松市人事委員会



浜 人 第 6 7 号

令和 2 年 1 1 月 4 日

浜松市議会議長 鈴木育男様

浜松市長 鈴木康友様

浜松市人事委員会

委員長 多和田洋二

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、所要の措置をとられるよう要請します。

目 次

	(頁)
別紙第1 報告	1
1 勧告の対象職員	1
2 職員の給与の状況	2
3 民間事業所の従業員の給与等の状況	3
(1) 給与改定等の状況	4
(2) 給与等の状況	5
4 公民給与の比較方法	5
(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方	5
5 民間事業所の従業員の給与との比較	6
(1) 月例給	6
(2) 特別給	6
6 職員の給与水準	7
7 物価及び生計費	7
8 市内経済界及び労働界との意見交換	7
9 人事院の報告及び勧告の概要	8
10 むすび	12
(1) 本年の給与改定	12
(2) 給与等に関する課題	13
(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題	13
11 おわりに	26
別紙第2 勧告	29
参考資料	31

別紙第 1

報 告

人事委員会は、地方公務員法の規定に基づき、中立かつ公正な立場で、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること並びに給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することとなっている。

人事委員会の勧告制度は、労働基本権を制約されている職員の適正な処遇を確保することを目的とし、地方公務員法における情勢適応の原則に基づいて、地域の民間給与水準との均衡を図ることを基本とするものである。

本委員会は、本市職員の給与等の実態及び市内民間事業所の従業員の給与その他職員の給与決定に関する諸条件について調査・研究を行ってきた。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 勧告の対象職員

第 1 表に示すとおり、本年 4 月 1 日現在における本市の総職員数は 8,795 人である。そのうち給与勧告の対象は、事務職員・技術職員や消防吏員、保健師などの行政職給料表適用職員のほか、医師・歯科医師の医療職給料表適用職員、小学校又は中学校に勤務する教員などの小学校中学校等教育職給料表適用職員、高等学校に勤務する教員などの高等学校等教育職給料表適用職員の 8,357 人である。

技能労務職員（自動車運転手、清掃業務員、用務員など）及び企業職員（上下水道部職員）については、地方公営企業等の労働関係に関する法律等の定めにより労働協約を締結する権利を有していることなどから勧告の対象外となっている。

第1表 適用給料表別職員数

適用給料表	職員数	
行政職給料表	4,756 人	勧告の 対象
うち事務職員・技術職員	(2,866 人)	
医療職給料表	8 人	
小学校中学校等教育職給料表	3,509 人	
高等学校等教育職給料表	84 人	
小 計	8,357 人	
技能労務職給料表	192 人	勧告の 対象外
企業職給料表(1)及び(2)	246 人	
総 計	8,795 人	

2 職員の給与の状況

本委員会は、本年4月1日現在の給与の実態を把握するため、「令和2年浜松市職員給与等実態調査」を実施した。当該調査は、第1表の勧告の対象職員数8,357人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員733人を除外した7,624人を対象としている。

このうち、月例給において、民間事業所の従業員の給与との比較の対象となる事務職員・技術職員2,604人（事務職員・技術職員2,866人から公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員221人及び令和2年4月採用の新規学卒者41人を除いた人数）の平均給与月額は、第2表に示すとおり、平均年齢43.2歳で、給料334,694円、扶養手当10,262円、住居手当4,641円、その他21,125円の合計370,722円であり、平成31年の合計369,476円と比べて1,246円の増加（0.34%）となっている。

第2表 職員の平均給与月額の様況

	行政職給料表適用職員		事務職員・技術職員※1	
	令和2年	平成31年	令和2年	平成31年
給料	322,527円	320,324円	334,694円	333,728円
扶養手当	10,033円	9,887円	10,262円	10,314円
住居手当	4,858円	4,828円	4,641円	4,607円
その他※2	17,813円	17,473円	21,125円	20,827円
合計	355,231円	352,512円	370,722円	369,476円
(年齢)	(41.4歳)	(41.1歳)	(43.2歳)	(43.1歳)

(注) 1 公益法人等への派遣、休職、育児休業等の職員を除く。

2 「事務職員・技術職員※1」は、新規学卒者を除いた公民比較の対象である。

3 「その他※2」は、地域手当、管理職手当、単身赴任手当等である。

[参考資料第1表 (34・35頁)]

3 民間事業所の従業員給与等の様況

本委員会は、本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与との精密な比較を行うため、人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上である367の市内民間事業所を母集団として、人事院において無作為抽出された120事業所を対象に「令和2年職種別民間給与実態調査」を実施することとした。なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい状況に鑑み、病院は調査対象から除外した。

本年の調査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な特別給等に関する調査を6月29日から先行して実施した。この調査では、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績について調査するとともに、民間企業における給与改定の状況等を調査した。

また、実地調査が基本となる月例給に関する調査については、調査員に感染

予防対策を徹底した上で、同年8月17日から9月30日までの期間で実施した。この調査では、本市の行政職（事務職員・技術職員）と類似すると認められる事務・技術関係職種4,697人及び教育関係等職種150人の合計4,847人について、本年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与額等を調査した。その結果は、次のとおりである。

(1) 給与改定等の状況

ア 初任給改定の状況

市内民間事業所のうち、新規大学卒業者の採用を行った民間事業所の割合は55.8%であり、そのうち、初任給を増額した割合は52.9%となっている。また、新規高等学校卒業者の採用を行った民間事業所の割合は38.8%であり、そのうち、初任給を増額した割合は55.1%となっている。

[参考資料第13表(77頁)]

イ 給与改定の状況

第3表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した民間事業所の割合は33.2%、ベースアップを中止した民間事業所の割合は19.5%、ベースアップの慣行がない民間事業所の割合は47.3%となっている。

また、第4表に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われる昇給を実施した民間事業所の割合は94.8%となっている。

第3表 民間事業所における給与改定の状況 (単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ 慣行なし
係員	33.2	19.5	0.0	47.3
課長級	22.9	20.4	0.0	56.7

(注) ベースアップ慣行の有無が不明及びベースアップの実施が未定の民間事業所を除いて集計した。

第4表 民間事業所における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期 昇給 実施			定期 昇給 中止	定期昇給 制度なし	
		増額	減額	変化 なし			
係員	94.8	90.4	15.7	22.6	52.1	4.4	5.2
課長級	81.8	76.5	15.7	15.5	45.3	5.3	18.2

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベースアップと定期昇給を分離することができない民間事業所を除いて集計した。

(2) 給与等の状況

ア 初任給

市内民間事業所における新規学卒者（事務・技術関係職種）の本年4月の初任給月額、大学卒で205,345円、短大卒で179,354円、高校卒で166,484円である。〔参考資料第11表（65頁）〕

イ 職種別給与

市内民間事業所における事務・技術関係職種の本年4月の平均給与額は、参考資料第12表（企業規模計は66・67頁、企業規模500人以上は68・69頁、企業規模100人以上500人未満は70・71頁、企業規模100人未満は72・73頁）のとおりである。

4 公民給与の比較方法

(1) 公民給与の比較方法の基本的考え方

ア 月例給

公民給与（本市職員の給与と市内民間事業所の従業員の給与）のうち月例給は、本市職員においては事務職員及び技術職員について、市内民間事業所においては本市職員の事務職員及び技術職員と類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢階層を同じくする者同士を対比させ、ラスパイレス方式により精密な比較を行うこととしている。〔参考資料3 公民比較関係資料〕

(80 頁から 82 頁)]

このラスパイレス方式は、人事院が昭和 34 年に導入し、国家公務員の給与決定方法として定着しているものであり、都道府県や政令指定都市などの人事委員会においても同様の比較方法を取り入れているところである。

イ 特別給

公民給与のうち特別給は、市内民間事業所における特別給の支給割合（月数）を算出し、これを本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給割合（月数）と比較することとしている。

5 民間事業所の従業員の給与との比較

(1) 月例給

前記 4（1）アの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、第 5 表に示すとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を 96 円（0.03%）上回っている。

第 5 表 公民給与の較差

民間給与 ①	職員給与 ②	較差 ①－②
370,626 円	370,722 円	△96 円（△0.03%）

(注)「民間給与①」欄の給与額は、ラスパイレス方式により算出

(2) 特別給

前記 4（1）イの公民給与の比較方法に従って比較を行った結果、市内民間事業所で支払われた特別給は、第 6 表に示すとおり、年間で所定内給与月額 4.41 月分に相当し、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数（4.50 月）が、市内民間事業所の特別給の支給割合を 0.09 月分上回っている。

第6表 市内民間事業所における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期（A1）	326,943円
	上半期（A2）	325,021円
特別給の支給額	下半期（B1）	727,893円
	上半期（B2）	708,834円
特別給の支給割合	下半期（B1/A1）	2.23月分
	上半期（B2/A2）	2.18月分
	年間	4.41月分

（注）「下半期」とは令和元年8月から令和2年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいう。

6 職員の給与水準

国の行政職俸給表（一）の適用職員とこれに相当する本市職員について、平成31年4月の給料月額を学歴別、経験年数別にラスパイレ方式により比較すると、本市職員の指数は、100.0である。（平成31年地方公務員給与実態調査（令和元年12月総務省公表））

7 物価及び生計費

総務省統計局による本年4月の消費者物価指数は、平成31年に比べ、全国では0.1%増加し、浜松市では0.4%減少している。

また、同局の家計調査における本年4月の2人以上の世帯の消費支出は、浜松市では321,648円（平均世帯人員2.93人、世帯主の平均年齢60.2歳）となっている。 [参考資料第17表（84・85頁）]

8 市内経済界及び労働界との意見交換

本委員会は、本年6月に市内経済界の方々から、同年7月に市内労働界の方々から、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による地域経済への影響等を伺うとともに、人事、給与制度などに関する意見交換を行った。

9 人事院の報告及び勧告の概要

人事院は、本年10月7日、国会及び内閣に対して、一般職の国家公務員の給与等について報告し、併せて特別給（ボーナス）の改定について勧告を行った。

また、10月28日に、一般職の国家公務員の給与について報告を行った。

それらの概要は第7表のとおりである。

給与勧告の骨子

○ 給与勧告のポイント

ボーナスを引下げ(△0.05月分)

月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

I 給与勧告制度の基本的考え方

(給与勧告の意義と役割)

- ・ 国家公務員給与は、社会一般の情勢に適応するように国会が随時変更することができる。その変更に関し必要な勧告・報告を行うことは、国家公務員法に定められた人事院の責務
- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II ボーナスの改定等

1 民間給与の調査

約12,000民間事業所を対象に調査。新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、ボーナスに関する調査を実地によらない方法で先行実施(完了率80.3%)
なお、月例給に関する調査は9月30日まで実施

〈ボーナス〉 昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.46月 (公務の支給月数 4.50月)

2 ボーナスの改定の内容と考え方

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和2年度	期末手当	1.30月(支給済み)	1.25月(現行1.30月)
	勤勉手当	0.95月(支給済み)	0.95月(改定なし)
3年度	期末手当	1.275月	1.275月
以降	勤勉手当	0.95月	0.95月

[実施時期]

法律の公布日

3 月例給

公務と民間の4月分の給与額を比較し、必要な報告・勧告を予定

行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳 [対前年 △2,255円、△0.2歳]

公務員人事管理に関する報告の骨子

危機的事態が次々と発生している中で、必要十分な行政サービスを提供できるよう、有為の人材の確保・育成等の本院の責務を適切に果たすとともに、職員の倫理感・使命感の醸成等を引き続き働きかけ。在宅勤務等の新たな働き方への変革といった課題も踏まえた取組を推進

1 新型コロナウイルス感染症に係る本院の取組

- ・ 一部の採用試験を延期した上で、十分な感染症対策を行いつつ実施。動画やSNSを活用した情報発信などによる人材確保活動を展開
- ・ 研修の年間実施計画を大幅に見直し。諸外国の大学院等への派遣研修について、渡航時期の延期を可能とするなどの柔軟な対応
- ・ 時差出勤のため勤務時間割振りの特例を措置、職場の感染拡大防止対策等の周知、非常勤職員も含め出勤困難な場合の特別休暇を適用。公務災害認定等事務が速やかに行われるよう指導
- ・ 感染症対策の緊急措置に係る作業に従事した場合に特例的に防疫等作業手当を支給できるよう措置。インターネットを活用して、公平審査に必要な調査を実施

2 人材の確保及び育成

- ・ 多様な有為の人材の確保が重要な課題。受験者層の特性に応じた人材確保活動の強化等を実施。人材確保上の課題やニーズを幅広く把握し、それを踏まえた活動を展開。政府の要請を受け、就職氷河期世代を対象とした選考試験を本年11月以降実施。障害者雇用について、今後とも、関係各方面の意見を聴きつつ、必要な検討
- ・ 職員にグローバル社会を切り開くためのキャリアを自律的に考えさせることが重要。管理職員のマネジメント能力向上、若手・女性職員のキャリア形成支援等のための研修を引き続き実施

3 勤務環境の整備

(1) 長時間労働の是正等

今後、超過勤務命令の上限を超えた場合における各府省による要因の整理・分析・検証の状況を把握し、必要な指導を実施。恒常的に長時間勤務がある職域には要員を確保する必要
柔軟な働き方に対応した勤務環境の整備を進めるため、現行制度の整理も含めて研究

(2) ハラスメント防止対策

本年6月からパワハラ防止等のための人事院規則等が施行。研修教材の提供やハラスメント相談員セミナーの開催など、各府省における防止対策を支援

(3) 仕事と家庭の両立支援

男性の育児参画の促進など政府の取組状況等を踏まえつつ、引き続き、両立支援制度の周知等に取組。不妊治療と仕事の両立に関する実態や職場環境の課題等を把握し、必要な取組を検討

(4) 心の健康づくりの推進等

ストレスチェックの活用やオンラインでの心の悩み相談の導入等による心の健康づくりの推進。公務災害認定事案の分析結果に基づき過労死等防止の観点から各府省への指導・助言

(5) 非常勤職員の適切な処遇の確保

非常勤職員の給与について、引き続き、常勤職員との権衡をより確保し得るよう取組。休暇について、引き続き民間の状況を適切に把握し、必要な検討

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・ 高齢層職員の能力及び経験の本格的な活用に向けて、定年を段階的に65歳に引き上げるための措置が早期に実施されるよう改めて要請
- ・ 政府における人事評価の改善に向けた検討に協力。人事評価の結果を任用、給与等に適切に反映するため、昇任及び昇格の基準、昇給の基準、俸給表の在り方等について検討

報 告 の 骨 子

○ 今回の報告のポイント

月例給の改定なし

民間給与との較差(△0.04%)が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

1 民間給与との比較

約12,000民間事業所の約43万人の個人別給与を实地調査(完了率80.2%)

公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △164円 △0.04%

[行政職(一)…現行給与 408,868円 平均年齢 43.2歳]

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定を行わない。

(参考) ボーナスの改定(令和2年10月7日勧告)

民間の支給割合(4.46月)との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

10 むすび

本市職員の給与等をめぐる諸事情は、以上報告したとおりである。

本委員会としては、本市職員の給与決定に関係のある基礎的諸条件を総合的に考慮し検討した結果、次のとおり、給与の改定について所要の措置を講ずるとともに、本市職員の勤務条件等に関する諸課題について対応する必要があると認める。

(1) 本年の給与改定

ア 月例給

本年は、前述したとおり、本市職員の給与が市内民間事業所の従業員の給与を96円(0.03%)上回っているものの、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行うことが困難であることから、月例給の改定を行わないこととする。

なお、高等学校等教育職給料表については、静岡県高等学校等教育職給料表との均衡を図ることが必要である。

イ 特別給（期末手当・勤勉手当）

本年は、前述したとおり、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の支給割合を0.09月分上回っている状況である。

このため、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、昨年8月から本年7月までの1年間における市内民間事業所の特別給の支給割合との均衡を図るため、年間4.50月分の支給月数を0.1月分引き下げて、年間4.40月分とすることが適当である。

支給月数の引下げ分は、本年度については、12月期の期末手当から差し引くことが適当である。令和3年度以降においては、6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分することが適当である。

(2) 給与等に関する課題

ア 会計年度任用職員制度

任命権者においては、会計年度任用職員制度の適正な運用を図るため、報酬、期末手当等については、引き続き常勤職員の給与との権衡を確保し得るよう取り組むとともに、職務の内容に応じた勤務時間の設定、任期ごとの人事評価の実施などについて適切に対応していく必要がある。

(3) 職員の勤務条件等に関する諸課題

ア 新型コロナウイルス感染症に係る本市の取組

本年3月下旬以降、新型コロナウイルス感染症の感染が急速に拡大し、4月には、国から改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された。

このような緊急事態の状況の下、本市においては、市民の健康や生活はもとより、産業への影響をも最小限にとどめるための様々な取組を進める一方で、職員には感染拡大防止を図りつつ、行政サービスを維持するため、時差出勤、週休日・休日の振替、さらに一部職員には在宅勤務を実施するなどの取組を進めた。また、職員又はその親族に発熱等の症状が見られる場合や小学校の臨時休業等により、子の世話をを行う必要があつて出勤が困難と認められる場合には、特別休暇として取り扱うなど、職員が安心して勤務できる環境の整備に取り組んできたところである。

本市においては、引き続き、本市における新型コロナウイルス感染症の感染状況、国や他の地方公共団体における新型コロナウイルス感染症への対応等を注視しつつ、必要かつ的確な取組を行っていくことが重要である。

また、職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護するための作業に従事した場合には、特殊勤務手当の支給ができるよう関係条例の改正を行ったところである。特殊勤務手当については、今後とも業務の実情を踏まえ、支給される職員の範囲、支給額等について適切に見直しを行っていく必要がある。

イ 人材の確保及び育成

(7) 人材の確保

複雑・多様化する行政課題に加え、特に今回の新型コロナウイルス感染症などの緊急事態にも適切に対応しつつ、能率的で活力ある組織を維持していくためには、多様で有為な人材を安定的に確保していくことが重要である。

a インターンシップ・1 day 仕事体験の拡充

インターンシップ・1 day 仕事体験とは、就職活動前の学生が、職業研究の一環として企業などで就業体験する制度であり、近年、多くの学生が就職先を決めた理由として、インターンシップ・1 day 仕事体験を挙げている。こうしたことから、本市においても、市役所に関心を持つ学生に対して、市の仕事への理解を深めてもらう重要な取組として、インターンシップ・1 day 仕事体験を積極的に展開して成果をあげてきたところである。

本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、3つの密（密閉、密集、密接）を避ける対策を講じた上で、8月には夏の1 day 仕事体験を実施できるよう、また技術職に限定して1週間程度のインターンシップを実施できるよう、それぞれ準備を進めていたところであるが、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されたことから、残念ながら開催を見送る事態となった。そのため、これに代わる職業研究の機会として、インターンシップ・1 day 仕事体験の参加予定者を対象として、オンライン座談会を順次開催してきたところである。

インターンシップ・1 day 仕事体験は、学生が仕事に対する漠然としたイメージを具体化させ、受験への動機付けや、就職後のミスマッチを防ぐ有効な手段となっている。本市においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、学生に対して職員が担っている仕事のやりがいや魅力をPRするための貴重な機会を失うこと

がないよう、従来の実施方法に捉われない柔軟な取組を行っていくこととしている。

b 採用広報活動の積極的な取組

本委員会においては、多様で有為な人材を確保するための採用広報活動に積極的に取り組んでいる。特に近年では、本委員会事務局の採用担当職員と本市の採用職種の実務に携わる職員を、全国各地の大学で開催される学内セミナーに積極的に参加させ、本市に興味を抱く学生を対象に仕事内容の紹介を行ってきたところであるが、本年は新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中で、3月以降の全国各地の大学の学内セミナーの開催が相次いで中止されることとなり、本委員会事務局の採用担当職員の派遣も断念せざるを得なかった。

また、本委員会では、毎年4月に採用試験の受験希望者等を対象に、職員採用説明会を開催しており、本年度も、例年と同様に開催する予定にしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、参加者を会場に集めて行う説明会を開催することができず、その代わりとして本委員会事務局の採用担当職員等がインターネットを使用して市役所の仕事や採用試験について説明する動画配信を実施してきたところである。

本委員会は、今後も、学生に対して就職先としての本市をアピールする機会を数多く設けるため、オンラインによる座談会や、動画配信などのICT（情報通信技術）による方法を活用し、効果的な採用広報活動を展開していくこととしている。

c はままつ☆ナビゲーター制度の新設

近年、応募者数が低迷している土木・建築などの技術職については、より多くの高校生や大学生に、市役所を就職先として志望してもらうため、本委員会は、本年9月に新たに「はままつ☆ナビゲーター制度」を創設した。

この制度は、ナビゲーターとなる技術職の職員が、職場訪問を希望

する学生に対して、学生の希望日時に職場に訪問してもらった上で、仕事の紹介や職場の案内を行うことにより、浜松市役所で働く魅力を率直に伝える取組であり、本年度は、技術職の4職種（土木・建築・電気・機械）を対象として実施している。

本委員会は、この制度を活用した学生から、「市役所の業務を肌で感じる事ができた」「仕事の現場を見ることができて良かった」など、好評を得ていることから、今後も、この制度を技術職等の採用につながる有効な取組として積極的に活用していくこととしている。

d 採用試験の方法

本委員会においては、大学・大学院卒を対象とした行政職員（事務）の採用試験について、教養・専門試験を第一次試験として実施する従来の試験区分（行政A）とは別に、多くの民間企業で導入されている適性検査と小論文を第一次試験として実施する試験区分（行政B）を一昨年度から導入した。これは、民間企業への就職を考えている学生にも行政職員採用試験を受けやすくする取組として導入したものである。

本年度は、応募者数が低迷している大学・大学院卒を対象とした行政職員（土木）の採用試験についても、第一次試験を適性検査と専門試験で実施する試験区分（土木B）を導入し、受験者の裾野を広げる取組を行ったところである。

また、高校・短大等卒を対象とした行政職員（技術）の採用試験では、昨年度から「建築」の試験区分を、さらに本年度からは「電気」「機械」の試験区分を新たに導入し、採用困難職種の確保に努めているところである。

今後も、これらの試験区分について検証を行うとともに、多様で有為な人材確保につながる採用試験の方法について、調査・研究を進めていくこととしている。

(イ) 人材の育成

人口減少、急速な少子高齢化の進展、今般の新型コロナウイルス感

感染症の感染拡大など、社会情勢が刻々と変化する中、市民の幅広いニーズに的確・迅速に応えていくためには、自らが主体的に考え、職務を意欲的かつ積極的に遂行する有為な人材を育成していくとともに、職員の能力を最大限に引き出すことにより、組織全体の力を高めていくことが重要である。

本市では、平成13年に策定した「浜松市職員人材育成基本方針」について、本年3月に内容を拡充し、管理職を含めた職員が、外部講師によるキャリアアップ研修などをオンラインで受講できるようにするなど学びやすい環境の整備や、若手職員を「デジタル人材」に早期に育成するための地域データ活用研修などの実施を通じて、「浜松市職員人材育成基本方針」で定める「変化を先取りし、市民の目線で考え、果敢に行動する職員」の育成に取り組んでいるところである。

任命権者においては、この方針に基づいて、採用から退職までの長期的な視点に立ち、年齢層や役職段階等に応じて効果的な研修を計画的に実施して職員の能力開発を進めるとともに、自発的に研修の受講や資格の取得に取り組む職員に対する支援を続けることにより、職員のスキルアップを一層進めていく必要がある。

管理監督者においては、職場での実務を通じた人材育成の重要性を踏まえ、職員に対して困難な課題や新たな事業の企画立案などを積極的に担当させるとともに、職員と積極的なコミュニケーションを図りながら、適切な指導・助言を行うことにより、職員が自らのキャリア形成に、意欲を持つことができるよう動機付けを行うことで、職員が成長を実感できる職場風土を醸成していくことが重要である。

(ウ) 女性職員の活躍推進

女性職員が、出産や育児などのライフステージの変化に左右されることなくキャリアアップを図り、その能力を十分に発揮して活躍できるようにすることは、多様な視点を活かした質の高い行政サービスを提供していく上で重要である。

本市においては、女性職員の活躍推進のため、平成 28 年 3 月に策定した「はままつ女性職員活躍応援プラン」において、女性職員の役職への登用、女性職員の採用、男性職員の育児参加の 3 項目について数値目標を掲げ、その達成に向けて、結婚、出産、育児、介護など将来起こり得る変化を意識したキャリア形成の支援、女性職員の意欲や能力の向上に主眼をおいた研修、管理監督者が子育てに対する理解を深めるための研修や意識啓発などの取組を実施しているところである。

任命権者においては、「はままつ女性職員活躍応援プラン」の策定から 4 年が経過したことを踏まえて、現在に至るまでの各種取組における課題を把握し検証するとともに、引き続き、女性職員の活躍推進に向けて必要な取組を継続していくことが重要である。

また、近年の晩婚化等を背景に、働きながら不妊治療を受ける人が増加傾向にあると考えられていることから、不妊治療と仕事の両立が課題となっている。国家公務員については、本年 5 月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」において、不妊治療を受けやすい職場環境の醸成等を図ることとされており、本市においても、引き続き国や他の地方公共団体の動向を注視しつつ、不妊治療と仕事の両立に向けての職場環境の醸成等を図っていく必要がある。

(I) 人事評価制度

人事評価制度は、平成 28 年 4 月から地方公務員法において、職員の任用や給与等の人事管理の基礎として活用することが義務付けられている。

この人事評価制度の活用については、総務省設置の「人事評価の活用に関する研究会」が、平成 30 年度報告書において、「職員の意見等を踏まえ、人事行政等を取り巻く環境の変化や人事評価制度の課題等を把握し、随時、制度の見直し・改善を図っていくことで、職員の能力向上・人材育成といった人事評価の目的を達成していくことが重要である。」と報告しているところである。

任命権者においては、この報告を踏まえて、本市における人事評価制度についても、より効果的な制度にするための取組を地道に行っていくことが重要である。

管理監督者においては、人事評価を通して職員の意欲向上や育成を図っていくことの重要性を理解し、引き続き適切な人事評価や効果的な面談等を実施していくことが必要である。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備

(7) 時間外勤務の縮減

本市では、長時間労働の縮減に向け、「浜松市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例施行規則」を改正し、昨年4月から時間外勤務の上限時間を原則、月45時間、年間360時間とし、他律的業務の比重が高い職場では月100時間、年間720時間等としている。

本年は、豪雨等の災害への対処、新型コロナウイルス感染症対策に関連する業務等がある中で、職員は市民サービスを維持するために、日々、時間外勤務をいとわず職務に全力で精励している。他律的業務であって、時間外勤務を命じることがやむを得ない場合であっても、長時間労働は、業務効率を低下させたり、職員の心身の健康に悪影響を及ぼすことから、任命権者においては、時間外勤務時間の上限を超えた職員の職場について、当該時間外勤務等に係る要因の整理、分析及び検証を適切に行い、長時間労働の是正に向けた措置を講じる必要がある。

また、時間外勤務を縮減するために、官民を問わず、ICTやAI（人工知能）、RPA（ロボットによる業務自動化）等の技術を活用した取組が、積極的に行われている。本市では、昨年10月、「デジタルファースト宣言」を行った。これは、ICTやAI等の先端技術やデータ活用などデジタルの力を最大限に活かして、都市づくりや市民サービスの提供、自治体運営の取組、持続可能な都市づくりを推進する

ことを宣言したものである。本年4月には、新たに「デジタル・スマートシティ推進事業本部」を創設した上、同本部を中心に、ICTやAI等先端技術を活用して、業務の効率化や高度化を図るとともに、データ活用による自治体運営により、本市全体の生産性向上等に取り組んでいるところである。

管理監督者においては、所管業務の見直しや合理化に加え、ICTやAI等を活用して、業務量の縮減を図っていく必要がある。

なお、賃金不払残業はあってはならないものであることから、管理監督者においては、職員の勤務時間を適正に管理する責務があることを自覚するとともに、職員の時間外勤務の状況を確実に把握し、賃金不払残業の防止に取り組む必要がある。職員においては、時間外勤務の事前申請や、出退勤時のOTR（オンライン・タイム・レコーダ）への記録など、基本的なルールを遵守するとともに、効率的かつ効果的な業務の遂行を心掛けていく必要がある。任命権者においては、引き続き賃金不払残業の防止に向け、あらゆる機会を通じて指導及び周知の徹底を図ることが必要である。

(4) 教職員の多忙な勤務の解消

学校が抱える課題が複雑・多様化する中、教職員の多忙な勤務の解消は喫緊の課題であり、学校における働き方改革が急務となっている。

本委員会においては、平成29年度から学校現場における労働基準法及び労働安全衛生法に基づく事業場調査を開始し、昨年度は、調査数を増やし、市内の小学校4校、中学校3校及び小中一貫校1校の訪問調査を実施した。この調査により、各学校の教職員が授業の準備以外にも、部活動や各種行事、生徒指導、保護者対応等のため朝早くから夜遅くまで勤務し、また休日出勤もするなど、教職員の多忙な勤務の実態を把握したところである。

本市教育委員会では、学校における働き方改革の推進のため、平成29年度から年度ごとに「学校における働き方改革のための業務改善方

針」(以下「業務改善方針」という。)を策定し、時間外在校等時間の削減、心身の健康の維持、意識改革に関する目標の達成に向け、具体的な取組を実施している。昨年度においては、全小中学校で学校管理運営システム(ミライム)を活用した出退勤時間の管理を開始したことに加え、教員の業務を支援する校務アシスタントの配置拡充や、部活動指導員の配置拡充、長期休業期間における学校閉庁日の実施継続などにより、時間外在校等時間が月80時間以上の教職員数の削減が図られる等の成果が見られたところである。

本年度においても、時間外在校等時間の上限の遵守、学校を支える専門スタッフの配置の拡充、学校における働き方改革の普及啓発などの取組を定め、学校における働き方改革を推進することとしていた。

しかしながら、本年は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月28日付けで、文部科学省から全国の公立学校に対して一斉臨時休業の要請があり、これを受けた本市教育委員会では、3月3日から市立小学校・中学校、市立高等学校を臨時休業にした。その後、一旦、学校が再開された後の4月7日には国から緊急事態宣言が発令され、4月10日から5月17日頃まで、市立小学校・中学校、市立高等学校を臨時休業とした。

その後、再開された学校では、教職員が児童や生徒の学習に著しい遅れを生じさせないように授業時数を確保するための対応や、感染防止対策としての換気作業や消毒作業等に従事する必要性に迫られるなど、教職員が行う業務が増加している。

このように教職員の業務が増加するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中においても、多忙な勤務を解消するためには、「業務改善方針」に定めた取組の推進が有効な方法であることから、この取組を着実に進めていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を継続する中で、学校における働き方改革を推進していくためには、保護者や地域住民

など学校に関わる全ての関係者の一層の協力が必要不可欠であることから、本市教育委員会及び管理監督者は、働き方改革の必要性を保護者等の関係者に理解してもらうための取組を、これまで以上に積極的に行っていく必要がある。

なお、昨年12月に公布された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」により、令和3年4月から「公立学校の教育職員に係る一年単位の変形労働時間制」の導入が可能となることから、本市教育委員会においては、当該制度を導入するに当たっては、現場の教育職員の十分な理解を得た上で対応していくことが重要である。

(ウ) 柔軟な働き方の検討

社会全体で働き方改革の取組が進められている中、国が本年4月に緊急事態宣言を発令して、出勤者を7割削減するよう要請したことを受け、民間企業だけではなく、多くの地方公共団体においても、出勤者を減らすためにフレックスタイム勤務やテレワークなど、働く時間や場所を選択できる柔軟な働き方を積極的に導入する動きが見られたところである。

本市においても、前述の時差出勤や一部職員の在宅勤務の導入をはじめとして、テレワーク端末等を貸与したり、サテライトオフィスを試行的に設置するなど、時間や場所に捉われない柔軟な働き方の取組を進めているところである。

職員が、自らの疾病や家族の介護、育児への参加等、個々の事情に応じて働き方を選択できる勤務環境を整備することは、職員の健康で豊かな生活の確保につながるとともに、職務において自らの能力を十分に発揮できるようになることから、市民サービス向上に資するものである。また、働き方の選択肢がある勤務体制の構築は、緊急時における業務継続にも有効な取組である。

任命権者においては、柔軟な働き方の取組を積極的に推進していく

ため、現在、実施している取組の効果や課題を把握・検討するとともに、市民サービスへの影響をも考慮した上で、職員が、より活用しやすい働き方となるよう調査・研究を進めていく必要がある。

(エ) 心の健康づくりの推進

職員の心の健康づくりは、職員やその家族にとって重要であるだけでなく、職員が高い志気を持ち能力を十分に発揮し、市民に対して効率的かつ的確にサービスを提供するという観点からも重要である。

本市では、職員の健康の保持増進を図る取組として、メンタルヘルス講習会やセルフケアイベントを開催している。また、職員の健康相談やメンタルヘルス相談等の相談体制を整えており、昨年度には職員からのパソコンやスマートフォンを介したオンライン相談も開始している。

なお、平成 28 年度から実施が義務付けられた「ストレスチェック」については、本市では、職員に対して積極的な受検を呼び掛けており、受検率は非常に高いものとなっている。

任命権者においては、職員一人ひとりが、日頃から心の健康の保持増進を図り、メンタルヘルス不調を未然に防止することができるよう、引き続き、前述の取組を実施していく必要がある。

また、本市においては、時間外・休日労働が月 80 時間を超える職員に対して、以前から産業医による面接指導を行っているところである。

管理監督者においては、長時間労働によるメンタルヘルス不調を未然に防ぐために、対象となる職員が産業医との面接指導を確実に受けられるよう適切に指導することが重要である。

(オ) ハラスメント防止対策

職場におけるパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント等の様々なハラスメントは、職員の心の健康や公務能率に悪影響を及ぼす行為であり、看過できない問題である。

昨年 6 月、ハラスメント防止の強化等の内容を盛り込んだ「女性の

職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」等の法令の改正や、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」の制定等が行われ、本年6月から適用されることとなった。これらの規定により、事業主が各種ハラスメントを防止するために雇用管理上講ずべき措置や、労働者がハラスメントに関する相談を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならないことなどが定められた。

このことを踏まえ、本市では、パワー・ハラスメントを含む各種ハラスメントに該当する行為とその防止について定めた要綱や運用基準を策定し、所属長やセクシュアル・ハラスメント等相談員に対する研修の実施、ハラスメントを防止するために職員が認識すべき事項の周知を行っているところである。

任命権者においては、今回策定した要綱等の内容について、職員に周知徹底が図られるよう適切に対応していく必要がある。管理監督者においては、職場においてハラスメントが発生することがないように、日頃から職員とのコミュニケーションを密にし、良好な職場環境づくりを進めていくことが重要である。

エ 高齢層職員の能力及び経験の活用

本市においては、公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられたことに伴い、定年退職者のうち希望する者を再任用し、その職員が長年培った知識や経験を活用しているところである。

本年3月、政府は、令和4年度から令和12年度までの間で、国家公務員の定年を段階的に引き上げることや役職定年制等を定めた「国家公務員法等の一部を改正する法律案(以下「国家公務員法改正案」という。)」と、地方公務員についても国家公務員と同様の措置を講じることを定め

た「地方公務員法の一部を改正する法律案(以下「地方公務員法改正案」という。)」を、第201回国会に提出した。本年6月、当該国会の閉会により、「国家公務員法改正案」は廃案となったものの、「地方公務員法改正案」は継続審議となっている。

本市においては、引き続き、定年の引上げや再任用職員の活用の在り方について、今後の国会での審議の状況、国や他の地方公共団体等の動向を注視しつつ、調査・研究を進めていく必要がある。

オ 公務員倫理

市民との信頼関係の維持は、市民協働を推進する本市にとって、円滑な行政運営を行う上で必要不可欠なものである。一部の職員による不祥事は、市政全体に対する市民からの信頼を損なうだけでなく、職務に全力で精励している多くの職員の職務に対する誇りとやりがいにも悪影響を及ぼすことになる。

本委員会では、これまでも公務員倫理の保持について繰り返し言及してきたところであるが、昨年度の本委員会による報告以降も、依然として不祥事が後を絶たず、憂慮すべき状況にある。

職員においては、一部の職員によって引き起こされた不祥事を他人事と考えず、自らの行動についても真摯に見直していかなければならない。また、公務内外を問わず、法令遵守の意識を強く持ち、全体の奉仕者として高い使命感・倫理感が求められていることを改めて強く認識する必要がある。

管理監督者においては、自ら服務規律を遵守するとともに、職員の模範となるよう強く自覚する必要がある。また、不祥事を防止するためには、風通しの良い組織風土を醸成することが効果的であることから、職場内でのコミュニケーションを積極的に図っていくことが重要である。

任命権者においては、これまで取り組んできた職場単位でのグループ・ディスカッションや倫理研修、全職員を対象とした「コンプライア

ンスセルフチェックシート」による自己点検など、あらゆる機会を通じて職員の倫理意識の高揚に努め、厳正な服務規律の確保を図る必要がある。また、不祥事を未然に防止するため、本年4月から実施している内部統制による取組（事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する取組）についても、適切に進めていくことが大切である。

1.1 おわりに

人事委員会の勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、職員の適正な処遇を確保することを目的にしているものであり、地域の民間事業所の水準に準拠して給与等を決定していく方法は、長期的視点において、職員の給与水準を市民の理解と支持を得て保障し、人材の確保、労使関係の安定、公務の公正かつ効率的な運営の確保に寄与するものである。

本年の人事委員会報告及び勧告においては、本市職員の月例給については、本市職員の給与が、市内民間事業所の従業員の給与を上回っているものの、公民給与の較差が小さく、給料表及び諸手当について適切な改定を行うことが困難であることから、先に述べた内容の報告を行うこととした。その結果、月例給の改定については、7年ぶりに改定を行わず据え置くこととした。また、本市職員の特別給（期末手当・勤勉手当）については、本市の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間支給月数が、市内民間事業所の特別給の水準を上回っていたことから、先に述べた内容の勧告を行うこととした。その結果、特別給（期末手当・勤勉手当）の改定については、10年ぶりに引き下げることにした。

職員においては、本年の勧告内容は、職務に対する士気や生活に与える影響として厳しいものとなっているが、本市職員の給与と比較する市内民間事業所の従業員の給与が、新型コロナウイルス感染症の影響により需要の急激な減少による工場の一時的休業や、緊急事態宣言の発令に伴う営業休止など様々な制約を受ける中で、事業継続や雇用確保に向けた地域企業の懸命な努力により確保されていることを真摯に受け止め、深く理解するとともに、各自が全体の奉

仕者として高い使命感と倫理観を堅持して市民の期待と信頼に一層応え、この難局を市民と共に乗り越えられることを切に希望する。

任命権者においては、職員一人ひとりが職務に対する強い意欲と熱意を持ち続け、安心して職務に精励でき、その能力を最大限に発揮し続けられる良好な職場環境づくりに努められたい。

議会、市長におかれては、人事委員会による勧告制度の意義、役割について理解を示され、この報告及び勧告に基づいて適切に対応していただきたい。

別紙第2

勸告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、本市職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告する。

1 公民給与の較差に基づく給与の改定

(1) 期末手当

ア 令和2年12月期に支給される期末手当の支給割合を1.2月分とすること。

再任用職員については、0.675月分とすること。

イ 令和3年6月期以降に支給される期末手当の支給割合を1.25月分とすること。

再任用職員については、0.7月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、令和2年12月1日から実施すること。ただし、1の(1)のイは令和3年4月1日から実施すること。

(参考資料)

目 次

(頁)

1 市職員給与関係資料

令和2年職員給与等実態調査の概要	33
第1表 給料表別平均給与月額等	34
第2表 給料表別、級別、号給別職員数	36
その1 行政職給料表	36
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	38
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	40
その2 医療職給料表	42
その3 小学校中学校等教育職給料表	44
その4 高等学校等教育職給料表	47
第3表 給料表別、年齢別職員数	50
その1 行政職給料表	50
その1の2 行政職給料表(事務職員・技術職員)	51
その1の3 行政職給料表(その他の職員)	52
その2 医療職給料表	53
その3 小学校中学校等教育職給料表	54
その4 高等学校等教育職給料表	55
第4表 扶養親族数別職員数	56
第5表 住居手当の支給状況	57
第6表 通勤手当の支給状況	58
第7表 管理職手当の対象職員	59
第8表 職員数の比較	60
第9表 再任用職員の級別人員	61

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要	62
第10表 産業別、企業規模別調査事業所数	64
第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	65
第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	66
その1 公民給与比較の対象職種	66
その2 公民給与比較の対象外職種	74
その3 再雇用者	76
第13表 民間事業所における初任給の改定状況	77
第14表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況	77
第15表 民間事業所における家族手当の支給状況	78
その1 家族手当の支給状況	78
その2 扶養家族の構成別支給額	78
第16表 公民比較における比較対象従業員	79

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは	80
公民給与の比較における役職段階の対応関係	82

4 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標	84
-------------	----

1 市職員給与関係資料

令和2年職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和2年職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と調査期日

この調査は、本市職員の給与を検討するため、令和2年4月1日現在における職員給与を調査したものである。

(2) 調査の対象

本市に勤務する一般職の職員を対象とした。ただし、次に掲げる職員は調査から除外した。

- ① 技能労務職員
- ② 企業職員
- ③ 臨時的任用職員
- ④ 休職中の職員
- ⑤ 育児休業中の職員
- ⑥ 在籍専従の許可を受けている職員
- ⑦ 派遣されている職員
- ⑧ 再任用職員
- ⑨ 任期付職員

(3) 分類

集計に当たり、上記対象職員を給料表の種類により以下のとおり分類した。

給料表	適用職員
行政職給料表	他の給料表の適用を受けないすべての職員
医療職給料表	病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師
小学校中学校等 教育職給料表	小学校又は中学校に勤務する校長及び教員並びに教育委員会 の定める指導主事
高等学校等 教育職給料表	高等学校に勤務する校長、教員及び実習助手並びに教育 委員会の定める指導主事

第1表 給料表別平均給与月額等

区分 給料表	職員数	性別構成比		平均 年齢	平均 経験 年数	学歴別人員構成比			
		男	女			大学卒	短大卒	高校卒	中学卒
		人	%			%	歳	年	%
行政職	4,374	65.7	34.3	41.4	19.7	55.3	14.4	30.2	0.1
事務職員・技術職員	2,645	72.7	27.3	42.9	21.0	63.2	7.7	29.1	0.0
その他の職員 ※1	1,729	54.9	45.1	39.1	17.7	43.1	24.6	32.1	0.2
医療職	8	87.5	12.5	54.0	28.7	100.0	0.0	0.0	0.0
小学校中学校等教育職	3,163	51.1	48.9	43.0	20.3	96.7	3.3	0.0	0.0
高等学校等教育職	79	62.0	38.0	45.9	23.1	98.7	1.3	0.0	0.0
計	7,624	59.6	40.4	42.1	20.0	73.0	9.6	17.3	0.1
公民比較の対象 ※2	2,604	73.1	26.9	43.2	21.4	63.0	7.8	29.2	0.0

- (注) 1 「その他の職員※1」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等
 2 「公民比較の対象※2」は、行政職（事務職員・技術職員）から新規学卒者41人を除いたもの
 3 「単身赴任手当ほか※3」には、単身赴任手当以外に教員特別手当、初任給調整手当等が含まれる。
 4 「通勤手当※4」は、公民比較の対象外であるため、合計に含めていない。

(令和2年職員給与等実態調査)

平均給与月額								通勤手当 ※4
給料	扶養手当	地域手当	小計	住居手当	管理職 手当	単身赴任 手当ほか ※3	合計	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
322,527	10,033	10,388	342,948	4,858	7,345	80	355,231	7,229
332,365	10,103	10,856	353,324	4,612	9,900	132	367,968	7,392
307,477	9,925	9,672	327,074	5,233	3,436	0	335,743	6,980
541,280	17,688	40,624	599,592	9,638	67,518	355,325	1,032,073	14,585
375,464	7,321	11,685	394,470	4,020	5,262	6,302	410,054	4,821
411,311	10,848	12,977	435,136	5,459	3,970	5,408	449,973	6,825
345,639	8,925	10,984	365,548	4,521	6,509	3,090	379,668	6,234
334,694	10,262	10,940	355,896	4,641	10,056	129	370,722	7,347

第2表 給料表別、級別、号給別職員数

その1 行政職給料表

(令和2年職員給与等実態調査)

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2								1	
3			3						
4		3							
5		23							
6		52							
7		10	6						1
8		4							
9	10	17							2
10		50	1						1
11		8	6						
12	1	8							
13	7	24	11						6
14		71	21						2
15		27	60						5
16	4	5	5						5
17	1	16	13						1
18	9	67	16						2
19	2	13	60						1
20	4	2	5					4	1
21	7	11	18					1	
22	11	29	21					1	1
23		46	68					2	
24	5	3	6					2	2
25	6	9	11					1	
26	7	27	16					5	1
27		39	59					3	1
28	2	7	9					9	1
29	51	6	16	1			3	8	
30	18	11	30				11	4	
31	3	4	61	2			31	4	
32	7		15	1			19		
33	63	1	9	2			3		1
34	9		33	5	1		15	1	
35	16		56	3			1	3	
36	3		9	4	1		3		
37	2		31	3			9	2	1
38	2		21	3			6	2	
39			53	2			3	1	
40	1		7	4			6	3	
41	1		20	4			1		1
42	3		19	2		2			
43			66	9			3	1	
44	1		12			1	2		
45			21	12	2	5	1		
46	2		35	9	1	6	2		
47			42	12			1		
48			7	15		2	1		
49			24	25	1	2	1		
50			18	25	4	25	2		
51			36	29	6	21			
52			7	29	5	20			
53			20	32	6	19			
54			34	27	6	11	1		
55			26	27	7	11			
56			16	20	8	15	1		
57			26	18	5	12			
58			19	31	10	12			
59			48	31	14	9			
60			12	23	7	8			
61			22	25	5	4	2		
62			26	15	9	5			
63			56	24	10	12			
64			21	12	8	2			

号給	職務の級									
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	
65	人	人	16	15	12	1	人	人	人	
66			26	14	17	1				
67			44	23	13	1				
68			25	19	19	2				
69			17	10	12	1				
70			17	16	11					
71			41	17	13					
72			13	5	14					
73			24	9	5	2				
74			17	7	8					
75			32	16	5	2				
76			14	2	7					
77			8	9	5	16				
78			8	8	6					
79			18	5	5					
80			18	3	8					
81			9	5	4					
82			3	6	4					
83			20	3	15					
84			3	6	3					
85			11	3	7					
86			6		3					
87			2	1	9					
88			4	3	2					
89			3	5	5					
90			4	1	7					
91			8	3	10					
92			5	1						
93			12		26					
94			6	1						
95			5	3						
96			11	3						
97			9	1						
98			1	10						
99				9						
100			5	2						
101			5	81						
102			2							
103			2							
104			7							
105			3							
106			2							
107			2							
108			2							
109										
110			2							
111			2							
112			1							
113			4							
114										
115										
116										
117										
118										
119										
120										
121										
122										
123										
124										
125										
計 (構成比%)	258 (5.9)	593 (13.6)	1,888 (43.2)	811 (18.5)	371 (8.5)	230 (5.3)	128 (2.9)	58 (1.3)	37 (0.8)	
							総計	4,374 (100.0)		

(注) 太線は、各級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									1
2								1	
3									
4		2							
5		15							
6		31							
7		2							1
8		1							
9	8	9							2
10		34							
11		5							
12	1	3							
13	2	14	3						6
14		44	16						2
15		4	32						4
16		2	3						5
17		11	4						1
18	3	44	12						2
19	2	5	40						1
20	1	3	3					1	1
21	1	7	9					1	
22	5	18	10						1
23		22	25					2	
24	5	1	5					2	2
25	1	4	8					1	
26	2	18	6					5	1
27		17	26					1	1
28	1	5	6					9	1
29	34	3	5	1			3	7	
30	4	4	14				9	1	
31			22	1			24	4	
32	3		6				13		
33	40		6	2			3		1
34	2		12	4			14	1	
35	3		34	2			1	2	
36	2		2	3			3		
37	1		14	2			8	2	1
38	1		15	2			6	2	
39			30	1			3	1	
40	1		4	1			4	3	
41			5	3			1		1
42	1		8	2		1			
43			33	6			2	1	
44	1		7			1	2		
45			9	8	2	5			
46			18	6	1	5	2		
47			21	8					
48			3	12		1	1		
49			9	18	1	2	1		
50			9	16	3	19	2		
51			21	24	3	12			
52			7	19	3	13			
53			11	24	5	15			
54			22	21	5	10	1		
55			13	21	5	11			
56			5	14	5	9			
57			16	9	5	9			
58			12	21	6	8			
59			30	22	6	7			
60			10	18	5	8			
61			13	24	4	4	2		
62			12	9	8	2			
63			31	16	6	6			
64			13	6	6	2			

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
65			10	11	10	1			
66			16	11	7				
67			26	15	8	1			
68			12	16	17	1			
69			9	5	9	1			
70			7	15	6				
71			33	12	6				
72			8	2	12				
73			17	8	5	2			
74			13	4	5				
75			15	12	1	2			
76			10	2	3				
77			4	7	4	13			
78			4	6	4				
79			7	5	5				
80			10	2	4				
81			5	4	3				
82			2	4	3				
83			13	2	8				
84				3	2				
85			5	1	5				
86			1		2				
87					7				
88			2	2	2				
89			1	5	5				
90			2	1	5				
91			5	3	8				
92			5						
93			6		22				
94			4						
95			3	1					
96			6	2					
97			6	1					
98			1	7					
99				7					
100			3	2					
101			3	51					
102			1						
103			2						
104			6						
105			3						
106			1						
107			1						
108			2						
109									
110			1						
111			1						
112			1						
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	125 (4.7)	325 (12.3)	1,005 (38.0)	575 (21.7)	257 (9.7)	171 (6.5)	105 (4.0)	47 (1.8)	35 (1.3)
							総計	2,645 (100.0)	

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3			3						
4		1							
5		8							
6		21							
7		8	6						
8		3							
9	2	8							
10		16	1						1
11		3	6						
12		5							
13	5	10	8						
14		27	5						
15		23	28						1
16	4	3	2						
17	1	5	9						
18	6	23	4						
19		8	20						
20	3	2	2					3	
21	6	4	9						
22	6	11	11					1	
23		24	43						
24		2	1						
25	5	5	3						
26	5	9	10						
27		22	33					2	
28	1	2	3						
29	17	3	11					1	
30	14	7	16				2	3	
31	3	4	39	1			7		
32	4		9	1			6		
33	23	1	3						
34	7		21	1	1		1		
35	13		22	1				1	
36	1		7	1	1				
37	1		17	1			1		
38	1		6	1					
39			23	1					
40			3	3			2		
41	1		15	1					
42	2		11			1			
43			33	3			1		
44			5						
45			12	4			1		
46	2		17	3		1			
47			21	4			1		
48			4	3		1			
49			15	7					
50			9	9	1	6			
51			15	5	3	9			
52				10	2	7			
53			9	8	1	4			
54			12	6	1	1			
55			13	6	2				
56			11	6	3	6	1		
57			10	9		3			
58			7	10	4	4			
59			18	9	8	2			
60			2	5	2				
61			9	1	1				
62			14	6	1	3			
63			25	8	4	6			
64			8	6	2				

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
65	人	人	人	人	人	人	人	人	人
66			6	4	2				
67			10	3	10	1			
68			18	8	5				
69			13	3	2	1			
70			8	5	3				
71			10	1	5				
72			8	5	7				
73			5	3	2				
74			7	1					
75			4	3	3				
76			17	4	4				
77			4	2	1	3			
78			4	2	2				
79			11						
80			8	1	4				
81			4	1	1				
82			1	2	1				
83			7	1	7				
84			3	3	1				
85			6	2	2				
86			5		1				
87			2	1	2				
88			2	1					
89			2						
90			2		2				
91			3		2				
92				1					
93			6		4				
94			2	1					
95			2	2					
96			5	1					
97			3						
98				3					
99				2					
100			2						
101			2	30					
102			1						
103									
104			1						
105									
106			1						
107			1						
108									
109									
110			1						
111			1						
112									
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計 (構成比%)	133 (7.7)	268 (15.5)	883 (51.1)	236 (13.6)	114 (6.6)	59 (3.4)	23 (1.3)	11 (0.7)	2 (0.1)
							総計		1,729 (100.0)

その2 医療職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24			1		
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37				1	
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44				1	
45					
46					
47					
48				1	
49					
50					
51					
52				1	
53					
54					
55					
56				1	
57					
58					
59					
60					
61					
62					
63					
64					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
	人	人	人	人	人
65				1	
66					
67					
68					
69					
70					
71			1		
72					
73					
74					
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計	0	0	2	6	0
(構成比%)	(0.0)	(0.0)	(25.0)	(75.0)	(0.0)
				総計	8
					(100.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17		42			
18					
19					
20		45			
21		19			4
22					15
23					7
24		64			1
25		19			
26					1
27		2			
28		23			11
29		14			12
30		32			8
31		2			18
32		35			22
33		16			4
34		48			13
35					6
36		31			4
37		10			3
38		50			4
39		1			
40		33			
41		11			1
42		56			1
43		1			2
44		22			2
45		8			2
46		49			2
47		4			1
48		17			1
49		9			3
50		43			1
51		3			1
52		9			
53		10			
54		24			
55		2			
56		41			
57		9			
58		18			
59		14			
60		6			
61		5			
62		40			
63		7			
64		16			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
65		15			
66		41			
67		6			
68		13			
69		12			
70		25			
71		3			
72		4		1	
73		2			
74		1		19	
75		3		7	
76		17		6	
77		14			
78		30			
79		7			
80		23			
81		20		27	
82		32		9	
83		11	1	3	
84		17	2	25	
85		16		5	
86		6	1	4	
87		1	3	17	
88				5	
89		4	3	5	
90		2	3	8	
91		5	2	1	
92		5	2	5	
93		26	2	2	
94		8	6	1	
95		13	3	7	
96		9	2		
97		23	3	1	
98		7	1	1	
99		19	4	1	
100		15	1		
101		25	2		
102		8		1	
103		9		2	
104		16		2	
105		24	1	1	
106		16	1		
107		12	2		
108		17	1		
109		20	2		
110		11			
111					
112					
113					
114		2			
115		7			
116		18			
117		21			
118		9			
119		11			
120		12			
121		20			
122		15			
123		20			
124		19			
125		14			
126		17			
127		9			
128		17			

職務の級 号給	1級	2級	特2級	3級	4級
	人	人	人	人	人
129		12			
130		15			
131		16			
132		11			
133		8			
134		14			
135		11			
136		17			
137		11			
138		21			
139		6			
140		23			
141		16			
142		19			
143		13			
144		19			
145		11			
146		19			
147		15			
148		17			
149		33			
150		18			
151		24			
152		35			
153		15			
154		26			
155		44			
156		42			
157		61			
158		67			
159		71			
160		68			
161		97			
162		76			
163		42			
164		17			
165		35			
計 (構成比%)	0 (0.0)	2,799 (88.5)	48 (1.5)	166 (5.3)	150 (4.7)
				総計	3,163 (100.0)

その4 高等学校等教育職給料表

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22		1		
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				1
34		2		
35				
36		1		
37				
38				
39				
40				1
41				1
42				
43				
44				
45				
46		1		
47				
48				
49				
50		1		
51				
52				
53				
54		1		
55				
56		2	1	
57		1		
58		1		
59				
60				
61		1		
62				
63				
64		1	1	

号給	職務の級	1級	2級	3級	4級
		人	人	人	人
65					
66					
67					
68					
69			1	1	
70					
71			2	1	
72					
73					
74				1	
75					
76					
77					
78					
79					
80					
81			1		
82					
83					
84					
85			1		
86					
87					
88					
89			1		
90			2		
91			1		
92			1		
93					
94					
95					
96					
97					
98			1		
99					
100			2		
101			1		
102			2		
103					
104			3		
105			1		
106					
107					
108			1		
109			2		
110			1		
111					
112					
113					
114			4		
115			2		
116					
117			2		
118					
119					
120			1		
121					
122			1		
123					
124			1		
125			1		
126			2		
127					
128					

職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
129	人	人	人	人
130		1		
131		1		
132		1		
133		1		
134		1		
135		1		
136		1		
137		1		
138		1		
139		1		
140		1		
141		1		
142		2		
143		2		
144		2		
145		1		
146				
147				
148		1		
149				
150				
151				
152				
153				
154				
155				
156				
157				
計 (構成比%)	0 (0.0)	71 (89.9)	5 (6.3)	3 (3.8)
			総計	79 (100.0)

第3表 給料表別、年齢別職員数

その1 行政職給料表

(令和2年職員給与等実態調査)

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下										
18歳		10								
19		4								
20		18								
21		20								
22		62								
23		89								
24		31	65							
25		16	77							
26		3	95							
27		2	88							
28		1	103	4						
29			77	7						
30			46	42						
31		1	28	81						
32			6	112						
33			3	97						
34			2	121						
35		1	1	98						
36			2	113						
37				111						
38				127	2					
39				104	10					
40				113	18					1
41				113	28					
42				111	45					
43				98	41	2				
44				102	58	11				
45				67	63	24	2			
46				60	68	26	5	1		
47				48	62	31	7	3		
48				40	71	38	14	3	1	
49				25	51	35	12	5	2	
50				20	42	36	18	7	1	1
51				21	34	25	21	9	6	
52				10	37	27	11	8	3	
53				8	30	19	21	11	3	1
54				9	31	8	15	15	1	3
55				3	33	20	24	10	8	1
56				4	26	16	19	15	6	5
57				9	19	15	20	16	13	8
58				3	18	21	22	9	7	4
59				7	24	17	19	16	7	13
60										
61										
62										
63										
64										
65										
66～69										
70歳以上										
計 (平均年齢)		258 (23.1)	593 (27.8)	1,888 (39.8)	811 (48.8)	371 (51.3)	230 (53.9)	128 (54.9)	58 (55.8)	37 (57.1)
									総計	4,374 (41.4)

(注) 該当人員0の年齢は空欄とした。(以下本表において同じ。)

その1の2 行政職給料表（事務職員・技術職員）

職務の級 年齢	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	8								
19	1								
20	6								
21	7								
22	35								
23	44								
24	13	38							
25	9	43							
26	2	55							
27		46							
28		55							
29		38	1						
30		25	14						
31		18	47						
32		3	60						
33		1	51						
34		2	46						
35			47						
36		1	53						
37			56						
38			56						
39			61	5					
40			69	14					1
41			60	15					
42			58	33					
43			50	26	2				
44			66	40	1				
45			40	50	10	2			
46			41	52	13	4	1		
47			28	48	18	7	3		
48			28	54	27	8	3	1	
49			16	39	28	7	4	2	
50			16	34	29	13	6	1	1
51			13	22	19	17	8	6	
52			5	27	20	9	7	3	
53			6	22	17	16	9	3	1
54			4	26	8	10	13	1	3
55			1	18	17	13	7	6	1
56			2	11	13	15	13	5	5
57			7	8	14	16	13	9	8
58				14	13	18	7	5	4
59			3	17	8	16	11	5	11
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	125 (23.0)	325 (27.7)	1,005 (40.4)	575 (48.7)	257 (51.8)	171 (54.0)	105 (54.6)	47 (55.4)	35 (57.0)
								総計	2,645 (42.9)

その1の3 行政職給料表（その他の職員）

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
17歳以下	人	人	人	人	人	人	人	人	人
18歳	2								
19	3								
20	12								
21	13								
22	27								
23	45								
24	18	27							
25	7	34							
26	1	40							
27	2	42							
28	1	48	4						
29		39	6						
30		21	28						
31	1	10	34						
32		3	52						
33		2	46						
34			75						
35	1	1	51						
36		1	60						
37			55						
38			71	2					
39			43	5					
40			44	4					
41			53	13					
42			53	12					
43			48	15					
44			36	18	10				
45			27	13	14				
46			19	16	13	1			
47			20	14	13				
48			12	17	11	6			
49			9	12	7	5	1		
50			4	8	7	5	1		
51			8	12	6	4	1		
52			5	10	7	2	1		
53			2	8	2	5	2		
54			5	5		5	2		
55			2	15	3	11	3	2	
56			2	15	3	4	2	1	
57			2	11	1	4	3	4	
58			3	4	8	4	2	2	
59			4	7	9	3	5	2	2
60									
61									
62									
63									
64									
65									
66～69									
70歳以上									
計 (平均年齢)	133 (23.3)	268 (27.8)	883 (39.1)	236 (49.0)	114 (50.1)	59 (53.6)	23 (56.0)	11 (57.5)	2 (59.8)
								総計	1,729 (39.1)

その2 医療職給料表

年齢	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		人	人	人	人	人
17歳以下						
18歳						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36						
37						
38						
39						
40						
41				1		
42						
43						
44						
45						
46						
47						
48						
49					1	
50					2	
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57					2	
58						
59						
60						
61				1		
62						
63					1	
64						
65						
66～69						
70歳以上						
計 (平均年齢)		0	0	2 (51.6)	6 (54.7)	0
					総計	8 (54.0)

その3 小学校中学校等教育職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	特2級	3級	4級
17歳以下	人	人	人	人	人
18歳					
19					
20					
21					
22		40			
23		58			
24		74			
25		76			
26		97			
27		91			
28		90			
29		83			
30		83			
31		85			
32		67			
33		76			
34		76			
35		68			
36		71			
37		83			
38		60			
39		73			
40		54			
41		68			
42		52			
43		52			
44		56	2		
45		61	2	1	
46		72	3		
47		52	9	6	
48		58	5	9	
49		57	8	17	
50		53	9	16	
51		74	3	23	3
52		87	4	26	4
53		62		21	6
54		90	1	9	13
55		86		8	25
56		90		11	28
57		102		7	18
58		104		9	24
59		118	2	3	29
60					
61					
62					
63					
64					
65					
66～69					
70歳以上					
計 (平均年齢)	0	2,799 (41.6)	48 (49.6)	166 (52.8)	150 (56.9)
				総計	3,163 (43.0)

その4 高等学校等教育職給料表

年齢 \ 職務の級	1級	2級	3級	4級
	人	人	人	人
17歳以下				
18歳				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26		1		
27				
28				
29		2		
30		1		
31		1		
32		2		
33		3		
34		2		
35		1		
36		1		
37		1		
38				
39		3		
40		1		
41		2		
42		3		
43		5		
44		2		
45		5		
46		3		
47		7	1	
48		2		
49		3		
50		2		
51		4	2	
52		1		
53		5	1	
54		1	1	
55		1		1
56		3		
57		1		1
58		2		
59				1
60				
61				
62				
63				
64				
65				
66～69				
70歳以上				
計 (平均年齢)	0	71 (45.0)	5 (51.8)	3 (57.4)
			総計	79 (45.9)

第4表 扶養親族数別職員数

(令和2年職員給与等実態調査)

扶養親族数	職員数	うち扶養親族たる配偶者を有する者
1 人	943	322
2 人	1,187	394
3 人	776	549
4 人	219	191
5 人	18	17
6人以上	0	0
小 計	3,143	1,473
支給されていない職員	4,481	
合 計	7,624	

(注) 1 扶養親族は、扶養手当の支給対象となっているものである。

2 扶養手当の額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。）である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第5表 住居手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区 分		職員数
支給されている職員		1,384 人
借家・借間	月額11,000円未満	3
	月額11,000円以上25,700円未満	300
	月額25,700円	1,081
支給されていない職員		6,240
合 計		7,624
支給されている職員1人当たりの額		24,906 円

第6表 通勤手当の支給状況

(令和2年職員給与等実態調査)

区 分	支給月額	職員数
支給されている職員	円	人 7,062
交通機関利用者		872
交通用具（自動車等）使用者		6,101
片道5km未満	2,000	1,693
片道5km以上 10km未満	4,200	2,265
片道10km以上 15km未満	7,100	1,178
片道15km以上 20km未満	10,000	495
片道20km以上 25km未満	12,900	216
片道25km以上 30km未満	15,800	97
片道30km以上 35km未満	18,700	37
片道35km以上 40km未満	21,600	37
片道40km以上 45km未満	24,400	27
片道45km以上 50km未満	26,200	25
片道50km以上 55km未満	28,000	11
片道55km以上 60km未満	29,800	11
片道60km以上	31,600	9
交通機関と交通用具の併用者		89
支給されていない職員		562
計		7,624
支給されている職員1人当たりの額	6,730円	

(注) 通勤による環境への負荷の低減を図るため、令和3年3月31日まで一定の条件のもと、自動車等を使用する職員は上記金額から1,000円を減額し、自転車、公共交通機関等を使用する職員は1,000円を加算して支給されている。

第7表 管理職手当の対象職員

職員給与条例適用者

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
1種	130,300	技術統括監	1
2種	104,200	部長、区長	23
3種	99,100	担当部長	6
4種	94,000	参与	10
5種	82,200	次長、副区長	38
6種	77,400	参事、本庁の課長	106
7種	66,400	副参事	43
8種	62,300	区役所の課長	23
9種	51,900	専門監	207
10種	49,600	本庁の課長補佐	22
11種	46,300	区役所の課長補佐	21
その他		病院長ほか	2
計			502

教育職員給与条例適用者

(令和2年職員給与等実態調査)

区分	支給月額	代表的な支給対象者	職員数
	円		人
3種	82,200	次長	1
4種	77,400	参事、本庁の課長、小学校長、中学校長、担当課長	21
5種	66,400	副参事	5
8種～ 10種	70,100～ 52,600	小学校長、中学校長（4種除く）	125
11種	72,800	高等学校長	1
12種	52,900	高等学校副校長	1
13種～ 14種	52,500～ 43,700	小学校教頭、中学校教頭	148
15種	44,100	高等学校教頭	1
計			303

第8表 職員数の比較

(令和2年職員給与等実態調査)

区分 給料表	令和2年4月 (A)	平成31年4月 (B)	(A) - (B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
行政職	4,756	4,796	△ 40	99.2
事務職員・技術職員	2,866	2,900	△ 34	98.8
その他の職員※	1,890	1,896	△ 6	99.7
医療職	8	8	0	100.0
小学校中学校等教育職	3,509	3,475	34	101.0
高等学校等教育職	84	94	△ 10	89.4
技能労務職	192	204	△ 12	94.1
企業職	246	249	△ 3	98.8
計	8,795	8,826	△ 31	99.6

(注) 1 対象は、一般職の常勤職員

2 「その他の職員※」は、保育士、医療技術職、看護保健職、消防職、幼稚園教諭、看護教員等

第9表 再任用職員の級別人員

フルタイム勤務職員

(令和2年職員給与等実態調査)

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	0人	0人	18人	0人	0人	0人	1人	0人	2人	21人

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等 教育職	0人	115人	0人	7人	0人	122人

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等 教育職	0人	3人	0人	0人	3人

短時間勤務職員

給料表	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
行政職	0人	11人	356人	0人	0人	1人	1人	0人	0人	369人

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	計
小学校中学校等 教育職	0人	103人	0人	0人	0人	103人

給料表	1級	2級	3級	4級	計
高等学校等 教育職	0人	1人	0人	0人	1人

2 民間給与関係資料

令和2年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった令和2年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、本市職員の給与を検討するため、民間事業所における従業員の給与の実態を調査したものである。

(2) 調査の内容等

ア 調査の内容

この調査の内容は、次のとおりである。

- ① 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
- ② 民間企業における給与改定の状況等
- ③ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
- ④ 本年4月分の初任給の状況

イ 調査期間

本年においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、実地によらない方法でも調査可能な(2)ア①及び②に関する調査を先行して実施し、実地調査が基本となる(2)ア③及び④の調査を後日に実施した。各調査期間は、次のとおりである。

- ・ ア①及び②に関する調査：6月29日(月)～7月31日(金)
- ・ ア③及び④に関する調査：8月17日(月)～9月30日(水)

(3) 調査機関

人事院、都道府県人事委員会、政令指定都市人事委員会等

(4) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の市内の民間事業所367事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

イ 調査対象職種

行政職相当職種 22 職種、その他の職種 32 職種、合計 54 職種
(うち初任給関係職種 12 職種)

(5) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(4) のアに記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 9 層に層化し、これらの層から無作為に抽出された 120 事業所の調査を行った。

調査の完結した事業所は、第 10 表のとおりである。

イ 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数にのぼるときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ 調査実人員

初任給関係 180 人、初任給関係以外の調査職種 4,667 人（行政職に相当する調査実人員 4,519 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、20,234 人であり、行政職に相当するものは 19,246 人である。）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第 10 表 産業別、企業規模別調査事業所数

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

企業規模 産 業	規模計	3,000 人以上	1,000 人以上 3,000 人未満	500 人以上 1,000 人未満	100 人以上 500 人未満	50 人以上 100 人未満
		事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産 業 計	96	17	14	15	36	14
農 業 , 林 業 , 漁 業	0	0	0	0	0	0
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	2	1	0	0	1	0
製 造 業	59	6	10	11	21	11
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	13	4	1	2	6	0
卸 売 業 , 小 売 業	5	1	0	1	2	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	1	2	0	1	0
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	13	4	1	1	5	2

(注) 1 事業所数は、特別給等に関する調査及び月例給に関する調査を、いずれも実施できた事業所の集計である。

2 1のほか、特別給等に関する調査のみ実施できた事業所が7所、月例給に関する調査のみ実施できた事業所が3所、調査不能の事業所が14所あった。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第11表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職 種		学 歴	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
			円	円	円	円
事務 ・ 技術 関 係	新卒事務員	大学卒	204,306	207,508	199,016	* 204,173
		短大卒	178,105	178,012	176,734	* 183,175
		高校卒	165,837	165,510	165,498	* 169,250
	新卒技術者	大学卒	207,029	213,018	199,908	* 210,080
		短大卒	181,384	* 189,555	174,943	* 186,350
		高校卒	167,511	168,267	166,197	* 174,125
	新卒事務員・技術者計	大学卒	205,345	209,452	199,418	205,784
		短大卒	179,354	181,856	175,956	* 184,233
		高校卒	166,484	166,487	165,801	* 170,643

(注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

2 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第12表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 企業規模計

(令和2年職種別民間給与実態調査)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
支店長 ・ 工場長 ・ 事務部長 ・ 技術部長 ・ 事務部次長 ・ 技術部次長 ・ 事務課長 ・ 技術課長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員20人 以上の部の長、職能資格等 が同等と認められる部の 長及び部長級専門職(取 締役兼任者を除く。) 同上 同上 上記部長に事故等のある ときの職務代行者、職能 資格等が同等と認められ る部の次長及び部次長級 専門職、中間職(部長一 課長間) 同上 2係以上又は構成員10 人以上の課の長、職能資 格等が同等と認められ る課の長及び課長級専 門職 同上	
	7	54.1	836,486	24	836,462		
	大学卒	4	54.0	882,413	0		882,413
	短大卒	-	-	-	-		-
	高校卒	3	54.3	777,774	55		777,719
	中学卒	-	-	-	-		-
	工場長	2	54.7	827,634	0		827,634
	大学卒	*	*	*	*		*
	短大卒	*	*	*	*		*
	高校卒	-	-	-	-		-
	中学卒	-	-	-	-		-
	事務部長	92	53.5	622,583	2,691		619,892
	大学卒	72	53.2	659,775	1,476		658,299
	短大卒	9	54.6	545,165	14,712		530,453
	高校卒	10	54.8	499,313	0		499,313
	中学卒	*	*	*	*		*
	技術部長	66	52.2	637,344	741		636,603
	大学卒	51	51.6	665,293	128		665,165
	短大卒	5	53.0	528,925	7,651		521,274
	高校卒	9	54.6	531,591	712		530,879
	中学卒	*	*	*	*		*
	事務部次長	77	51.1	647,626	2,258		645,368
	大学卒	64	51.0	660,643	983		659,660
	短大卒	7	49.9	524,170	14,999		509,171
高校卒	6	55.2	659,389	41	659,348		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術部次長	50	51.5	658,318	166	658,152		
大学卒	36	51.2	681,404	224	681,180		
短大卒	4	49.0	694,738	0	694,738		
高校卒	10	54.1	544,268	0	544,268		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務課長	324	49.5	533,385	6,282	527,103		
大学卒	211	49.2	559,269	7,024	552,245		
短大卒	36	49.0	484,305	6,040	478,265		
高校卒	74	50.7	475,880	4,258	471,622		
中学卒	3	46.6	494,306	1,815	492,491		
技術課長	216	49.4	555,320	9,313	546,007		
大学卒	149	49.4	577,826	10,974	566,852		
短大卒	27	49.8	473,124	7,125	465,999		
高校卒	40	49.1	492,251	2,186	490,065		
中学卒	-	-	-	-	-		

(注) 「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	198	48.6	487,998	51,827	436,171	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	153	48.0	495,740	54,535	441,205	
	短 大 卒	15	49.9	481,975	47,037	434,938	
	高 校 卒	28	51.2	445,978	42,996	402,982	
	中 学 卒	2	46.2	502,154	7,592	494,562	
	技術課長代理	176	50.2	537,659	72,701	464,958	
	大 学 卒	136	50.0	538,075	73,956	464,119	
	短 大 卒	14	48.8	533,258	65,802	467,456	
	高 校 卒	25	52.0	527,372	62,634	464,738	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	348	44.4	459,806	62,450	397,356	
	大 学 卒	207	42.1	450,694	61,193	389,501	
	短 大 卒	35	45.0	404,856	41,123	363,733	
	高 校 卒	104	49.5	493,970	70,548	423,422	
	中 学 卒	2	58.0	708,307	152,907	555,400	
	技術係長	321	42.8	481,999	80,257	401,742	
	大 学 卒	218	42.2	490,232	83,373	406,859	
	短 大 卒	29	45.6	432,558	66,226	366,332	
	高 校 卒	66	44.5	432,782	58,742	374,040	
	中 学 卒	8	51.1	641,771	138,879	502,892	
	事務主任	299	41.1	363,876	35,965	327,911	
	大 学 卒	159	36.5	355,638	39,311	316,327	
	短 大 卒	34	46.1	350,426	17,144	333,282	
	高 校 卒	105	46.6	382,742	37,823	344,919	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	347	41.3	409,002	54,501	354,501	
	大 学 卒	167	34.7	369,650	51,304	318,346	
	短 大 卒	32	42.8	381,545	58,730	322,815	
	高 校 卒	133	47.3	441,019	48,176	392,843	
	中 学 卒	15	50.8	574,530	136,028	438,502	
事務係員	1,155	37.9	284,352	21,177	263,175		
大 学 卒	521	34.5	295,047	26,425	268,622		
短 大 卒	185	41.2	269,060	14,233	254,827		
高 校 卒	442	40.5	278,502	17,965	260,537		
中 学 卒	7	46.7	245,582	9,283	236,299		
技術係員	841	34.9	328,307	38,642	289,665		
大 学 卒	493	33.1	323,244	38,986	284,258		
短 大 卒	90	39.5	348,319	36,075	312,244		
高 校 卒	247	36.1	324,645	36,804	287,841		
中 学 卒	11	50.7	447,710	77,360	370,350		

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまっ て 支給す る 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 工 場 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 部 次 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。) 構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。) 2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が 同等と認められる部の長及 び部長級専門職(取締役兼 任者を除く。) 同 上 同 上 上記部長に事故等のあると きの職務代行者、職能資格 等が同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職、 中間職(部長一課長間) 同 上 2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が 同等と認められる課の長及 び課長級専門職 同 上
	7	54.1	836,486	24	836,462	
	4	54.0	882,413	0	882,413	
	-	-	-	-	-	
	3	54.3	777,774	55	777,719	
	-	-	-	-	-	
	2	54.7	827,634	0	827,634	
	*	*	*	*	*	
	*	*	*	*	*	
	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	
	72	53.2	674,001	1,873	672,128	
	61	52.8	692,520	1,924	690,596	
	6	54.5	590,149	2,924	587,225	
	5	56.1	545,866	0	545,866	
	-	-	-	-	-	
	59	52.4	661,145	746	660,399	
	47	51.7	681,264	144	681,120	
	5	53.0	528,925	7,651	521,274	
	6	56.2	587,990	0	587,990	
	*	*	*	*	*	
	71	51.2	666,462	159	666,303	
	62	50.8	667,689	174	667,515	
	3	52.4	648,109	0	648,109	
	6	55.2	659,389	41	659,348	
	-	-	-	-	-	
	46	51.4	676,603	181	676,422	
	36	51.2	681,404	224	681,180	
4	49.0	694,738	0	694,738		
6	55.2	623,013	0	623,013		
-	-	-	-	-		
234	50.0	574,404	8,340	566,064		
167	49.5	586,162	8,757	577,405		
25	50.3	515,872	4,901	510,971		
41	52.4	545,702	8,323	537,379		
*	*	*	*	*		
179	49.9	578,767	11,357	567,410		
134	49.7	594,551	12,279	582,272		
16	50.8	478,804	13,812	464,992		
29	50.3	516,292	3,399	512,893		
-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	188	48.8	492,583	53,729	438,854	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間） 同 上 係の長及び係長級専門職 同 上 係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間） 同 上
	大 学 卒	146	48.3	500,625	55,658	444,967	
	短 大 卒	14	49.6	484,731	51,687	433,044	
	高 校 卒	27	51.2	445,560	45,328	400,232	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術課長代理	174	50.3	538,294	73,213	465,081	
	大 学 卒	134	50.1	538,879	74,614	464,265	
	短 大 卒	14	48.8	533,258	65,802	467,456	
	高 校 卒	25	52.0	527,372	62,634	464,738	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	事務係長	273	44.4	488,597	72,256	416,341	
	大 学 卒	173	41.9	468,023	66,899	401,124	
	短 大 卒	23	46.2	437,648	51,454	386,194	
	高 校 卒	75	50.4	553,786	90,717	463,069	
	中 学 卒	2	58.0	708,307	152,907	555,400	
	技術係長	283	42.5	491,601	84,228	407,373	
	大 学 卒	199	42.0	495,976	85,449	410,527	
	短 大 卒	22	44.3	450,864	74,765	376,099	
	高 校 卒	54	44.2	453,549	70,241	383,308	
	中 学 卒	8	51.1	641,771	138,879	502,892	
	事務主任	247	41.0	377,050	40,409	336,641	
	大 学 卒	133	35.9	367,879	44,338	323,541	
	短 大 卒	23	48.3	365,930	17,388	348,542	
	高 校 卒	90	46.8	395,620	41,147	354,473	
	中 学 卒	*	*	*	*	*	
	技術主任	287	41.5	427,627	60,208	367,419	
	大 学 卒	141	34.1	380,136	54,855	325,281	
	短 大 卒	23	43.7	408,725	70,845	337,880	
高 校 卒	109	48.3	464,014	53,938	410,076		
中 学 卒	14	50.2	593,917	146,049	447,868		
事務係員	734	37.9	306,391	27,393	278,998		
大 学 卒	356	34.4	312,574	33,412	279,162		
短 大 卒	100	41.2	294,260	21,381	272,879		
高 校 卒	273	41.3	303,069	21,500	281,569		
中 学 卒	5	47.0	254,635	14,196	240,439		
技術係員	693	34.9	342,281	43,424	298,857		
大 学 卒	392	32.9	338,315	44,459	293,856		
短 大 卒	75	40.0	366,458	41,448	325,010		
高 校 卒	215	35.6	334,499	40,190	294,309		
中 学 卒	11	50.7	447,710	77,360	370,350		

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	14	56.8	515,721	6,332	509,389	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	8	57.1	556,320	0	556,320	
短 大 卒	2	58.0	471,575	39,800	431,775	
高 校 卒	4	55.4	452,565	0	452,565	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部長	5	52.6	522,113	1,033	521,080	同 上
大 学 卒	3	52.6	553,895	0	553,895	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	2	52.6	477,895	2,470	475,425	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	4	50.3	452,292	32,400	419,892	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	3	50.2	452,713	29,367	423,346	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	4	52.8	453,812	0	453,812	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	4	52.8	453,812	0	453,812	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	78	48.6	455,693	2,487	453,206	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	41	48.5	479,737	1,998	477,739	
短 大 卒	10	47.3	432,023	8,622	423,401	
高 校 卒	25	49.6	424,977	1,200	423,777	
中 学 卒	2	43.5	415,476	0	415,476	
技術課長	32	47.5	455,667	34	455,633	同 上
大 学 卒	11	46.5	445,497	0	445,497	
短 大 卒	10	49.4	477,213	0	477,213	
高 校 卒	11	47.1	450,898	99	450,799	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考		
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)			
							円	円
事 務 ・ 技 術 関 係 種 職	事務課長代理	9	43.5	431,383	28,724	402,659	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
	大 学 卒	6	41.7	429,108	43,086	386,022		
	短 大 卒	*	*	*	*	*		
	高 校 卒	*	*	*	*	*		
	中 学 卒	*	*	*	*	*		
	技術課長代理	*	*	*	*	*		同 上
	大 学 卒	*	*	*	*	*		
	短 大 卒	-	-	-	-	-		
	高 校 卒	-	-	-	-	-		
	事務係長	60	44.9	349,007	28,756	320,251	係の長及び係長級専門職	
	大 学 卒	28	43.5	352,217	33,064	319,153		
	短 大 卒	9	43.6	333,682	20,898	312,784		
	高 校 卒	23	47.3	351,365	26,561	324,804		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術係長	34	45.9	383,195	39,987	343,208	同 上	
	大 学 卒	18	44.6	399,296	52,147	347,149		
	短 大 卒	6	49.1	367,868	40,143	327,725		
	高 校 卒	10	46.6	358,778	13,119	345,659		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	事務主任	43	41.1	318,336	21,235	297,101	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）	
	大 学 卒	21	38.1	309,101	19,394	289,707		
	短 大 卒	10	41.4	320,050	18,347	301,703		
	高 校 卒	12	46.5	334,022	27,105	306,917		
	中 学 卒	-	-	-	-	-		
	技術主任	58	40.3	320,986	27,753	293,233	同 上	
	大 学 卒	25	37.7	317,883	34,483	283,400		
	短 大 卒	9	40.9	325,977	33,962	292,015		
高 校 卒	23	42.3	322,988	18,426	304,562			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
事務係員	291	38.7	253,525	13,315	240,210			
大 学 卒	119	34.2	258,758	15,469	243,289			
短 大 卒	52	43.9	250,082	11,243	238,839			
高 校 卒	119	41.0	249,472	12,043	237,429			
中 学 卒	*	*	*	*	*			
技術係員	114	34.2	263,761	17,684	246,077			
大 学 卒	75	32.1	266,235	20,556	245,679			
短 大 卒	12	36.4	261,466	10,451	251,015			
高 校 卒	27	40.5	256,189	11,460	244,729			
中 学 卒	-	-	-	-	-			

4 企業規模100人未満

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支 店 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の支店 (社)の長(取締役兼任者 を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部長	6	48.5	502,417	0	502,417	2課以上又は構成員20人以上の部の長、職能資格等が同等と認められる部の長及び部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
大 学 卒	3	47.8	540,163	0	540,163	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	*	*	*	*	*	
技術部長	2	49.5	458,720	0	458,720	同 上
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	*	*	*	*	*	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務部次長	2	51.5	486,162	1,302	484,860	上記部長に事故等のあるときの職務代行者、職能資格等が同等と認められる部の次長及び部次長級専門職、中間職(部長一課長間)
大 学 卒	*	*	*	*	*	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術部次長	-	-	-	-	-	同 上
大 学 卒	-	-	-	-	-	
短 大 卒	-	-	-	-	-	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
事務課長	12	47.0	422,083	0	422,083	2係以上又は構成員10人以上の課の長、職能資格等が同等と認められる課の長及び課長級専門職
大 学 卒	3	44.8	473,022	0	473,022	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	8	48.4	397,616	0	397,616	
中 学 卒	-	-	-	-	-	
技術課長	5	44.5	406,420	0	406,420	同 上
大 学 卒	4	44.8	411,740	0	411,740	
短 大 卒	*	*	*	*	*	
高 校 卒	-	-	-	-	-	
中 学 卒	-	-	-	-	-	

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
事務課長代理	*	*	*	*	*	前記課長に事故等のあるときの職務代行者、課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者、課長に直属し部下4人以上を有する者、職能資格等が同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職、中間職（課長－係長間）	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術課長代理	*	*	*	*	*		同 上
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	-	-	-	-	-		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係長	15	43.5	363,482	12,745	350,737		係の長及び係長級専門職
大学卒	6	41.0	367,902	12,695	355,207		
短大卒	3	41.5	410,947	35,880	375,067		
高校卒	6	47.0	335,329	1,228	334,101		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術係長	4	44.8	379,934	32,867	347,067	同 上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	2	40.5	383,748	52,235	331,513		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務主任	9	44.2	310,458	14,733	295,725	係長等のいる事業所における主任、係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者、係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任、中間職（係長－係員間）	
大学卒	5	41.5	303,447	21,594	281,853		
短大卒	*	*	*	*	*		
高校卒	3	44.5	297,696	8,209	289,487		
中学卒	-	-	-	-	-		
技術主任	2	38.0	253,204	0	253,204	同 上	
大学卒	*	*	*	*	*		
短大卒	-	-	-	-	-		
高校卒	*	*	*	*	*		
中学卒	-	-	-	-	-		
事務係員	130	36.3	255,621	11,286	244,335		
大学卒	46	35.6	281,966	12,430	269,536		
短大卒	33	37.3	243,956	3,635	240,321		
高校卒	50	36.0	238,520	16,354	222,166		
中学卒	*	*	*	*	*		
技術係員	34	39.0	293,197	22,086	271,111		
大学卒	26	39.5	300,964	22,574	278,390		
短大卒	3	41.2	312,002	24,792	287,210		
高校卒	5	35.1	241,526	17,928	223,598		
中学卒	-	-	-	-	-		

その2 公民給与比較の対象外職種

企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
技能・ 労務 関係 職種	人	歳	円	円	円	見習、外国語の電話交換手を 除く。 業務委託契約等に基づき、他の 事業所において業務に従事して いる者を除く。	
電話交換手	-	-	-	-	-		
自家用乗用自動車運転手	-	-	-	-	-		
守衛 用務員	- -	- -	- -	- -	- -		
研究 関係 職種	*	*	*	*	*	構成員50人以上の所の長（取締役 兼任者を除く。） 2室（係）以上又は構成員7人以 上の部（課）の長 構成員3人以上の室（係）の長 下記研究員より上位の者（研究 所長の職名を有する者、上記研 究部（課）長及び研究室（係） 長を除く。）	
	研究所長	-	-	-	-		
	研究部（課）長	11	51.4	596,162	40,795		555,367
	研究室（係）長	17	45.1	515,777	75,471		440,306
	主任研究員	16	44.4	479,805	67,300		412,505
	研究員	17	33.1	333,217	42,693		290,524
研究補助員	-	-	-	-	-		
医 療 関 係 職 種	-	-	-	-	-	部下に医師又は歯科医師5人以上 上記院長に事故等のあるときの職 務代行者 部下に医師又は歯科医師1人以上	
	病院長	-	-	-	-		
	副院長	-	-	-	-		
	医科長	-	-	-	-		
	医師	-	-	-	-		
	歯科医師	-	-	-	-	-	
	薬局長	-	-	-	-	-	部下に薬剤師2人以上
	薬剤師	-	-	-	-	-	
	診療放射線技師	-	-	-	-	-	
	臨床検査技師	-	-	-	-	-	
	栄養士	-	-	-	-	-	
	理学療法士	-	-	-	-	-	
	作業療法士	-	-	-	-	-	
	総看護師長	-	-	-	-	-	部下に看護師長5人以上 部下に看護師又は准看護師5人以 上
看護師長	-	-	-	-	-		
看護師	-	-	-	-	-		
准看護師	-	-	-	-	-		

職 種 名	調 査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備 考	
			きまって 支給する 給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)		
							円
教育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	3	58.8	647,547	0	647,547	
	大学教授	18	51.8	585,086	0	585,086	
	大学准教授	19	44.7	493,410	0	493,410	
	大学講師	14	41.6	427,969	0	427,969	
	大学助教	8	36.9	363,219	0	363,219	
	高等学校校長	-	-	-	-	-	
	高等学校教頭	2	59.0	532,239	0	532,239	
	高等学校教諭	22	42.3	423,600	3,976	419,624	

その3 再雇用者

1 企業規模計

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 *	歳 *	円 *	円 *	円 *	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	5	64.9	352,828	8,300	344,528	
事務・技術部次長	3	63.8	404,538	13,833	390,705	
事務・技術課長	10	63.5	414,934	0	414,934	
事務・技術課長代理	5	62.5	386,275	0	386,275	
事務・技術係長	4	62.3	393,766	19,083	374,683	
事務・技術主任	4	61.8	259,220	0	259,220	
事務・技術係員	238	62.6	265,572	11,579	253,993	

2 企業規模計 (60歳男性のみ)

職種名	調査 実人員	平均 年齢	令和2年4月分平均支給額			備考
			きまって支給 する給与 (A)	うち時間外 手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -	その1の1規模計の 備考欄参照
事務・技術部長	*	*	*	*	*	
事務・技術部次長	-	-	-	-	-	
事務・技術課長	-	-	-	-	-	
事務・技術課長代理	*	*	*	*	*	
事務・技術係長	*	*	*	*	*	
事務・技術主任	*	*	*	*	*	
事務・技術係員	51	60.0	285,810	14,342	271,468	

第 13 表 民間事業所における初任給の改定状況

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

項目 学歴・企業規模		新規学卒者の採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の採用なし
			増 額	据置き	減 額	
大学卒	規模計	% 55.8	% (52.9)	% (47.1)	% (0.0)	% 44.2
	500人以上	85.9	(52.7)	(47.3)	(0.0)	14.1
	100人以上 500人未満	36.8	(50.0)	(50.0)	(0.0)	63.2
	100人未満	23.1	(66.7)	(33.3)	(0.0)	76.9
高校卒	規模計	38.8	(55.1)	(44.9)	(0.0)	61.2
	500人以上	66.9	(54.8)	(45.2)	(0.0)	33.1
	100人以上 500人未満	21.2	(63.3)	(36.7)	(0.0)	78.8
	100人未満	7.7	(0.0)	(100.0)	(0.0)	92.3

(注) 1 新規学卒者の採用の有無は、企業全体として見た場合の採用状況について集計したものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 14 表 民間事業所における冬季賞与の考課査定分の配分状況

(令和 2 年職種別民間給与実態調査)

項目 企業規模	係 員		課長級		部長級(非役員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
規模計	% 54.8	% 45.2	% 46.7	% 53.3	% 46.4	% 53.6
500人以上	62.9	37.1	46.6	53.4	43.9	56.1
100人以上 500人未満	55.7	44.3	51.7	48.3	53.2	46.8
100人未満	32.4	67.6	34.0	66.0	35.8	64.2

第 15 表 民間事業所における家族手当の支給状況

その1 家族手当の支給状況

(令和2年職種別民間給与実態調査)

支給の有無	事業所割合
家族手当制度がある	83.2%
配偶者に家族手当を支給する	(74.1%)
配偶者に家族手当を支給しない	(25.9%)
家族手当制度が無い	16.8%

(注) () 内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 扶養家族の構成別支給額

(令和2年職種別民間給与実態調査)

扶養家族の構成	支給月額
配 偶 者	10,641 円
配偶者と子1人	17,194 円
配偶者と子2人	22,946 円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。
備考 市職員の場合、扶養手当の現行支給額は、子については1人につき10,000円、配偶者、父母等については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については3,500円、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員については支給しない。)である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第 16 表 公民比較における比較対象従業員

職 種	要 件
支店長、工場長	・ 構成員 50 人以上の支店（社）又は工場の長
事務・技術部長	・ 構成員 20 人又は 2 課以上の部相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する部長又は部長級専門職
事務・技術部次長	・ 部長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 職責が上記に相当する部次長又は部次長級専門職 ・ 部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、部長と課長の間に位置付けられる者
事務・技術課長	・ 構成員 10 人又は 2 係以上の課相当の組織の長 ・ 職責が上記に相当する課長又は課長級専門職
事務・技術課長代理	・ 課長に事故等のあるときの職務代行者 ・ 直属の部下に係長又は部下 4 人以上を有する課長代理 ・ 職責が上記職務代行者又は課長代理に相当する課長代理又は課長代理級専門職 ・ 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、課長と係長の間に位置付けられる者
事務・技術係長	・ 係の長又は係長級専門職
事務・技術主任	・ 係長のいる事業所において主任の職名を有する者 ・ 係長のいない事業所において主任の職名を有する者のうち部下を有する者 ・ 係長のいない事業所において職責が上記に相当する主任の職名を有する者 ・ 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級から職責が、係長と係員の間に位置付けられる者
事務・技術係員	・ 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員又は技術者

3 公民比較関係資料

ラスパイレス方式による比較とは

公民の月例給の水準を比較する方法は、本年4月分の本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）と市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）を下記のとおり算出し、その両者の水準（平均額）を比較することとしている。

本市の事務職員及び技術職員の月例給の水準（平均額）については、「浜松市職員給与等実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる本市の事務職員及び技術職員（以下「ラスパイレス比較対象職員」という。）の役職段階、学歴、年齢階層別（以下「階層別」という。）の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

また、市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の月例給の水準（平均額）については、「職種別民間給与実態調査」の結果から、ラスパイレス方式による比較対象となる市内民間事業所の従業員の事務・技術関係職種の階層別の本年4月分平均給与額をそれぞれ算出し、それぞれの「階層別の平均給与額」に対応した「階層別の本市職員数」を乗じ、それらを合計することにより得られた給与総額を、「ラスパイレス比較対象職員」の総数で除することにより算出している。

なお、新規学卒者については別途調査を行っているため、月例給の水準を比較する対象から除外している。

＜算定例＞

- ① 市職員・民間企業従業員ともに役職段階、学歴、年齢階層別の平均給与額を算出

市職員		民間企業従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
307,000円		298,000円	
300,000円		283,000円	
278,000円		282,000円	
278,000円		281,000円	
3人：平均295,000円		4人：平均286,000円	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
331,000円		329,000円	
320,000円		321,000円	
291,000円		306,000円	
290,000円		293,000円	
283,000円		289,000円	
283,000円		274,000円	
5人：平均303,000円		6人：平均302,000円	

- ② ①のそれぞれの平均給与額に市職員数を乗じた総額を算出

市職員		民間企業従業員	
大学卒 A歳階層		大学卒 A歳階層	
295,000円×3人		286,000円×3人	
=885,000円		=858,000円	
+		+	
大学卒 B歳階層		大学卒 B歳階層	
303,000円×5人		302,000円×5人	
=1,515,000円		=1,510,000円	

- ③ ②のそれぞれを合計し、その水準(平均額)を比較

市職員	民間企業従業員
合計：2,400,000円	合計：2,368,000円
8人平均：300,000円	8人平均：296,000円

公民給与の比較における役職段階の対応関係

公民給与について、月例給をラスパイレス方式により比較する場合の役職段階の対応関係は、次に示すとおりであり、人事院の対応関係と同様である。

本市職員 行政職給料表	民間事業所従業員		
	企業規模 500人以上の 事業所	企業規模 100人以上 500人 未満の事業所	企業規模 50人以上 100人 未満の事業所
9級	支店長、工場長 部長、部次長		
8級	課長	支店長、工場長 部長、部次長	
7級			支店長、工場長 部長、部次長
6級	課長代理	課長	
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

4 勞働經濟關係資料

4 労働経済関係資料

第17表 労働経済指標

項 目			年 月		平成31年	令和元年			
			4 月	5 月	6 月	7 月	8 月		
賃金・労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きまって支給する 給与 (調査産業計)	静岡県	金額 (円)	277,509	275,771	277,813	278,065	277,762	
			前年同月比 (%)	0.0	1.3	0.6	1.0	0.2	
		全国	金額 (円)	299,489	294,772	297,628	296,427	295,936	
			前年同月比 (%)	0.3	0.1	0.3	0.0	0.1	
	うち 所定内給与	静岡県	金額 (円)	249,523	248,630	250,909	251,368	251,033	
			前年同月比 (%)	△ 0.2	0.6	0.4	0.9	△ 0.2	
		全国	金額 (円)	273,350	269,438	272,409	271,611	271,279	
			前年同月比 (%)	0.3	△ 0.1	0.3	0.1	0.2	
	総実労働時間数 (調査産業計)		静岡県 (時間)	152.8	143.9	150.6	153.6	146.4	
			全国 (時間)	148.7	141.4	147.4	150.1	141.6	
うち所定外 労働時間数		静岡県 (時間)	13.5	12.3	12.0	12.4	12.3		
		全国 (時間)	13.1	12.4	12.3	12.3	11.6		
生計費 (総務省家計調査)	消費支出 二人以上の世帯	浜松市	金額 (円)	305,049	333,918	271,197	313,395	291,174	
			前年同月比 (%)	△ 21.1	3.6	△ 12.6	3.4	△ 10.0	
		全国	金額 (円)	301,136	300,901	276,882	288,026	296,327	
			前年同月比 (%)	2.3	7.0	3.5	1.6	1.3	
物 価	消費者物価 指数 (総務省)	浜松市	前年同月比 (%)	0.6	0.4	0.4	0.2	△ 0.1	
		全国	前年同月比 (%)	0.9	0.7	0.7	0.5	0.3	
	国内企業物価指数 (日本銀行)	前年同月比 (%)	1.3	0.7	△ 0.2	△ 0.7	△ 0.9		
雇用 ・ そ の 他	常用雇用指数 (調査産業計・厚生労働省)	前年同月比 (%)	1.1	0.8	1.0	1.2	1.2		
	有効求人倍率 (倍) (季節調整値・厚生労働省)		1.63	1.62	1.61	1.59	1.59		
	完全失業率 (%) (季節調整値・総務省)		2.4	2.4	2.3	2.3	2.3		

- (注) 1 「賃金・労働時間」及び「常用雇用指数」は、事業所規模30人以上の数値である。
 2 「生計費」は、全国・浜松市とも農林漁家世帯を含む数値である。
 3 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」については、平成27年平均を100とした指数を基礎としている。

9 月	10 月	11 月	12 月	令和 2 年					
				1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
277,617	281,070	281,463	280,079	280,110	277,930	282,472	279,804	263,856	271,868
2.1	2.4	1.9	1.4	3.5	1.6	4.1	0.8	△ 4.3	△ 2.2
295,976	298,384	297,698	297,130	293,104	293,657	294,270	295,762	287,291	291,040
0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.2	0.4	0.3	△ 0.4	△ 1.2	△ 2.6	△ 2.2
251,480	253,318	253,054	252,948	253,411	251,183	255,407	256,499	246,972	254,103
2.2	2.4	1.5	1.6	4.0	2.0	4.6	2.8	△ 0.6	1.3
271,804	272,957	271,882	271,840	269,069	269,158	269,891	273,009	268,674	272,318
0.2	0.2	△ 0.1	0.2	0.7	0.6	0.1	△ 0.1	△ 0.3	0.0
147.1	149.3	151.3	149.2	140.5	143.4	146.2	147.8	124.0	139.7
142.5	146.5	147.5	145.0	137.7	139.8	142.1	143.9	126.9	141.3
12.5	12.5	12.5	12.4	12.2	12.5	12.5	10.5	7.6	8.2
12.2	12.6	12.6	12.3	11.8	12.1	11.9	10.6	8.6	9.3
283,474	281,493	267,001	315,924	250,367	230,898	301,981	321,648	244,931	303,381
△ 6.5	△ 13.7	△ 5.8	△ 12.3	△ 16.0	△ 10.0	△ 14.1	5.4	△ 26.6	11.9
300,609	279,671	278,765	321,380	287,173	271,735	292,214	267,922	252,017	273,699
10.8	△ 3.7	△ 0.8	△ 2.4	△ 3.1	0.2	△ 5.5	△ 11.0	△ 16.2	△ 1.1
△ 0.2	△ 0.2	0.4	0.6	0.6	0.2	0.4	△ 0.4	△ 0.4	△ 0.2
0.2	0.2	0.5	0.8	0.7	0.4	0.4	0.1	0.1	0.1
△ 1.1	△ 0.4	0.1	0.9	1.5	0.7	△ 0.5	△ 2.5	△ 2.8	△ 1.6
1.5	1.5	1.5	1.5	1.2	1.1	1.1	0.9	0.2	0.2
1.58	1.58	1.57	1.57	1.49	1.45	1.39	1.32	1.20	1.11
2.4	2.4	2.2	2.2	2.4	2.4	2.5	2.6	2.9	2.8

職員の給与等に関する報告及び勧告

令和2年11月発行

浜松市人事委員会

〒430-0929

浜松市中区中央一丁目12番7号

TEL 053-457-2202 FAX 053-457-2089

E-mail: jinji-iinkai@city.hamamatsu.shizuoka.jp



ウォーター・マリンスポーツの聖地 浜松